

「映像クリエイター作品制作支援事業」運営業務 企画提案要領

本要領は、「映像クリエイター作品制作支援事業」に係る業務の契約相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

1 業務の名称

「映像クリエイター作品制作支援事業」運営業務

2 業務の目的及び内容

「映像クリエイター作品制作支援事業」運営業務仕様書のとおり

3 見積限度額

28,550,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

※応募に要する経費は含まず、提案者の負担とする。

※採用された提案者に対しては、採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積を依頼する。

4 契約期間

契約締結日から令和8年3月27日（金）まで

5 応募資格

次の条件の全てを満たしていること。

- ・委託契約における業務受託者として、契約責任を果たす能力を持ち、財政的健全性を有していること。
- ・群馬県税を滞納している者でないこと。
- ・本業務の執行にあたり、群馬県の指示に従い、経理処理や業務遂行、その報告などを適切に行う事務的管理能力を有しており、そのための体制が整備されていること。
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- ・破産宣告を受け復権していない者でないこと。
- ・銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと。
- ・群馬県の指名停止処分を受けている場合、その期間中でないこと。
- ・暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

6 スケジュール

- (1) 企画提案募集開始
令和7年4月11日（金）
- (2) 参加申込期限
令和7年4月25日（金）正午【必着】
- (3) 質問受付期限
令和7年5月 2日（金）正午【必着】
- (4) 応募期限
令和7年5月16日（金）【必着】
- (5) 第一次審査（書類審査）
令和7年5月19日（月）～5月20日（火）【予定】
※企画提案書等の提出者が3者を上回った場合に実施する。
- (6) 第一次審査結果通知
令和7年5月21日（水）【予定】
- (7) 第二次審査（プレゼンテーション審査）
令和7年5月28日（水）【予定】
- (8) 優先交渉者の決定及び通知
令和7年5月29日（木）【予定】
- (9) 契約締結・業務開始
令和7年5月30日（金）【予定】

7 企画提案の募集にあたって配布する資料

配布資料は、群馬県ホームページからダウンロードすること。

- (1) 「映像クリエイター作品制作支援事業」運営業務企画提案要領【本資料】
- (2) 「映像クリエイター作品制作支援事業」運営業務仕様書
- (3) 参加申込書【様式1】
- (4) 質問票【様式2】
- (5) 企画提案書表紙【様式3】
- (6) 業務実施体制表【様式4】
- (7) 誓約書（群馬県暴力団排除条例第7条関係）【様式5】
- (8) 課税（免税）事業者届出書【様式6】

8 参加申込

- (1) 提出様式
参加申込書【様式1】による。
- (2) 受付期限
令和7年4月25日（金）正午【必着】

- (3) 提出先
「13 問い合わせ先」に同じ。
- (4) 提出方法
電子メールによる。
※件名を「参加申込（映像クリエイター作品制作支援事業）」とすること。
※提出した旨を電話で連絡すること。

9 質問受付

- (1) 提出様式
質問票【様式2】による。
- (2) 受付期限
令和7年5月 2日（金）正午【必着】
- (3) 提出先
「13 問い合わせ先」に同じ。
- (4) 提出方法
電子メールによる。
※件名を「質問（映像クリエイター作品制作支援事業）」とすること。
※提出した旨を電話で連絡すること。
- (5) 回答
質問に対する回答は、原則3日以内（土・日曜日・祝日を除く）に参加申込書の提出があった提案者全員に対し、電子メールで回答する。
なお、回答は企画提案要領及び仕様書の追加又は修正等として扱うことがある。
※質問提案者名は公開しない。

10 応募の手続き等

応募する場合は、次のとおりア～サの原本1部及び電子データ（PDF）を提出する。

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書表紙【様式3】
 - イ 企画提案本体【任意様式】
 - ウ 業務実施体制表【様式4】
 - エ 費用見積書【任意様式】
※宛先は「群馬県知事 山本 一太」とし、内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税を明記すること。
※見積額が上記3の限度額を超えた場合は失格とする。
 - オ 実施スケジュール【任意様式】
 - カ 決算書の写し（直近のもの1期分）（半期決算の場合は2期分）（*）
 - キ 暴力団排除に関する誓約書【様式5】（*）
 - ク 法人登記簿謄本（3ヶ月以内に発行されたもの。コピー可）（*）

ケ 納税証明書

コ 課税（免税）事業者届出書【様式 6】

サ その他参考となる資料（会社概要パンフレット等）

※県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

※群馬県「令和 6・7 年度物品等購入契約資格者名簿」登載者は（＊）印の付いた書類の提出は不要

（2）企画提案書本体の記載事項

ア 企画内容

「映像クリエイター作品制作支援事業」運営業務仕様書に基づき、事業全体の構成から、各取組で期待される効果、来年度以降の展開等を記載すること。
なお、以下の項目は必ず企画内容に盛り込むこと。

- ・事業実施スケジュール
- ・クリエイター募集における周知方法
- ・起用予定の審査委員の情報（実績や起用理由）と選考方法
- ・交流会の実施内容
- ・クリエイターの制作管理、サポート体制
- ・上映会及び授賞式の実施内容
- ・公式 SNS 等の運用方法
- ・事業全体やクリエイターが制作した作品（又はクリエイター）の PR 方法

イ その他企画内容を説明するために必要な事項

企画提案内容を補足する事項があれば自由に記載すること。

ウ 実績

過去 3 年間の類似業務実績（コンテストやワークショップの開催実績等）

エ その他

その他、提供できるサービス、アピールしたい事項、本事業に関する提案等あれば自由に記載すること。

（3）提出期限

令和 7 年 5 月 16 日（金）正午【必着】

（4）提出先

「13 問い合わせ先」に同じ。

（5）提出方法

持参、郵送もしくは宅配便での送付により提出する。

電子データ（PDF）のみ電子メールによる提出を受領する。

※持参により提出する場合は、土曜・日曜・祝日を除く 9 時から 17 時（5 月 16 日（金）は 12 時）までとする。

※電子メールの件名は「応募（映像クリエイター作品制作支援事業）」とすること。

※データのサイズが 7MB を超える場合は、事前に群馬県に連絡した上で、県の指定するファイル共有システムにより提出することとする。

※提出した旨を電話で連絡すること。

(6) 提出書類の取扱い

- ・提出された応募書類等は返却しないものとする。
- ・提出された応募書類等は、審査の必要上、複製を作成することがある。
- ・審査の都合上、提出された応募書類等の全部又は一部について電子ファイルによる提出を求めることがある。
- ・提出された応募書類等は、事業者の選定のためにのみ使用し、機密保持には十分配慮する。ただし、事業者として採択された場合は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）、「群馬県情報公開条例」（平成12年6月14日条例第83号）に準じ、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて情報公開の対象となる。

1.1 審査

提出された書類に基づき第一次審査を行い、その後、第一次審査通過者を対象に、企画提案に関するプレゼンテーション・ヒアリング等による第二次審査を行い、最も優れた企画提案書の提出者を、委託業者の優先交渉者として決定し、委託契約の交渉を行う。

(1) 第一次審査

- ・審査期間 令和7年5月19日（月）～5月20日（火）【予定】
- ・審査方法 応募書類を基に書類審査を行う。第一次審査通過は得点上位から順に3者程度を予定している。なお、3者程度に満たない場合は第一次審査を行わず、応募者全員を第一次審査通過者とする。
- ・審査項目 次の選定基準に基づいて審査を行う。
 - ①趣旨・目的を十分理解した内容となっているか
 - ②クリエイター募集の周知方法について、十分な応募数が確保できる内容となっているか
 - ③審査員の人選、クリエイターや作品の選考方法は適切か
 - ④クリエイターの制作管理及びサポート体制は十分なものとなっているか
 - ⑤完成作品や事業のプロモーションは効果的な内容となっているか
 - ⑥業務全体の実施体制（遂行能力、熱意・意欲、実績）や金額は妥当か
 - ⑦その他、本業務の目的を達成するために、独自の企画提案等が行われているか
 - ⑧総合評価（全体的な整合性）
- ・結果通知 令和7年5月21日（水）【予定】

審査結果は有効な企画提案書の提出者に対して個別に通知する。

第一次審査通過者に対しては、第二次審査の詳細を併せて通知する。

(2) 第二次審査

- ・審査期間 令和7年5月28日(水)【予定】
- ・審査方法 オンラインでプレゼンテーション、ヒアリング等により審査を行う。
(時間等の詳細は、第一次審査通過者に連絡する。)
- ・審査項目 上記第一次審査の審査項目に同じ。
- ・結果通知 令和7年5月29日(木)【予定】
第二次審査参加者全員に結果を通知する。
なお、優先交渉者名は群馬県ホームページ上で公表する。

1.2 委託契約

(1) 契約方法

- ・企画提案内容がそのまま契約となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、群馬県との交渉で決定する。なお、優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。

(2) 検査の実施

- ・適正な経理が行われていることを確認するため、中間検査及び完了検査、業務終了後の事務監査等(国の会計実地検査を含む)を行う場合がある。なお、本業務に関する証拠書類は委託契約終了後5年間保存するものとする。

1.3 問い合わせ先

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県庁11階北側
群馬県 産業経済部 戦略セールス局
e スポーツ・クリエイティブ推進課 映像制作サポート係
担当者 村上
TEL 027-898-3695
メール supokuri@pref.gunma.lg.jp

1.4 注意事項

- ・提出期限後の提案者の都合による追加書類の提出、再提出及び差替えは一切認めない。
- ・提出された書類等に虚偽がある場合は、失格とすることがある。また、これにより群馬県が損害を被った場合には、賠償を請求することがある。

- ・参加申込書を提出した提案者が、企画提案書を提出期限までに提出しない場合は、本公募の参加を辞退したものとみなす。また、企画提案書提出後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、その旨を書面により提出すること。
- ・本公募の参加に係る手続、提出書類で使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とする。
- ・本業務は、内閣府所管の「デジタル田園都市国家構想交付金」を財源に実施する予定のため、法令、国・県の会計、財務規定に従った処理を行うこと。
- ・受託者が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約を解除することがある。この場合においても、受託者の損害を補償することはない。